

電気通信番号計画の一部変更等について

(諮問第3184号)

<目次>

1	報告書	1
	(別添)	
	・意見募集の結果	2
2	答申書 (案)	7
3	概要	8
4	新旧対照表	20

令和6年11月20日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 山下 東子 殿

電気通信番号委員会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和6年10月2日付け諮問第3184号をもって諮問された事案について、当委員会で調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号計画の一部変更等について、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 また、本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された意見に対する別添の総務省の考え方について、適当と認められる。

以上

電気通信番号計画の一部変更等に関する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和6年10月3日(木)から同年11月1日(金)まで

案 件 番 号：145210374

- 意見提出件数：10件（内訳：法人3件、個人7件）

- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）		
1	個人 A	6	個人 F
2	個人 B	7	個人 G
3	個人 C	8	株式会社 N T T ドコモ
4	個人 D	9	一般社団法人テレコムサービス協会
5	個人 E	10	楽天モバイル株式会社

電気通信番号計画の一部変更等に対する意見及びそれに対する考え方（案）

意見	考え方	修正の有無
1. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放に関する意見		
意見 1		
○ 携帯電話番号の070番号が想定時期より早期に枯渇とのことですが、既に割当てがある090, 080番号を含めて、音声機能のないデータ通信のみの契約回線にまだ相当数これらの番号の割当てがあるものと推測されます。 電話番号の有効利用の点からこれらの番号を060番号の割当て前に、020番号に移行させるのが望ましいと考えます。 【個人C】	○ 電気通信番号計画では、主としてデータ伝送役務に使用する場合は、データ伝送携帯電話番号を使用することとしており、また、データ伝送携帯電話番号の創設時に既に主としてデータ伝送役務に使用していた音声伝送携帯電話番号についても、データ伝送携帯電話番号への移行を進めることとしています。詳細は、総務省ホームページ「電気通信番号制度 M2M等専用番号の創設」を御参照ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/m2m.html) 今般、070/080/090番号の指定残数の状況等を踏まえ、060番号を音声伝送携帯電話番号として開放しますが、御指摘のとおり、主としてデータ伝送役務に使用している070/080/090番号については、引き続き、データ伝送携帯電話番号への移行を進め、音声伝送携帯電話番号の有効利用に努めるべきと考えます。	無
意見 2		
○ 電気通信番号計画の一部を変更する件、標準電気通信番号使用計画の一部を変更する件について。 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し、060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について賛同いたします。 固定電話番号のLNPが実現することでモバイルのMNPと同様競争が起き、利用者の選択肢が増えることを願っています。 060番号についても現時点でもひっ迫する可能性が高く、今後さらに音声も含めたフルMVNO事業者のサービスが始まるのは間違いなく、番号が枯渇していない時に制度上割り当て可能にすることが必要と考えます。	○ 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し及び060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。	無

【個人D】		
意見3		
○ 060は大阪の市外局番（06）と混同されやすく、間違い電話や詐欺電話を誘発する恐れがあるから、まずは040を使うべきである。 それでも060を使うのであれば、それにこだわる積極的な理由をきちんと説明すべきである。 また、060-4、060-6、060-7は、大阪（06の地域）の市内局番の1桁目で使われている4、6、7と被らないよう、携帯電話番号へ割り当てることを当分控えるべきである。 【個人F】	○ 060番号については、現行の携帯電話番号（070/080/090）と隣接していることから、情報通信審議会「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（平成27年12月）において、「将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保しておくことが適当」とされていました。 本変更案は、この平成27年の情報通信審議会答申を踏まえ、060番号を携帯電話番号として開放するものです。 060番号の利用開始に向けては、関係事業者と連携し、利用者に混乱を招かないよう周知に努めます。	無
意見4		
○ 本件に関して、060の番号開放に賛成です。ですが、このまま、番号の開放を続けていると、番号が枯渇するので、以下のように運用をしていくことを提案します。 1. 音声通話ができる機器には、従来どおり 0x0-(4桁)-(4桁) の番号を使用する。 2. 音声通話を伴わない機器については、現在付与されているものは将来的な対応とするにして、060-のあとに、12桁?16桁の番号として、使用する。そのために、060の番号の一定部分を、そのための領域として確保する。 3. 将来的には、音声通話の部分は、070, 080, 090にまとめるものとして、060の開放時に、音声通話の番号には将来的な番号に変更することを周知する。 4. 音声通話を伴わない機器の番号は、将来的に060- にまとめる。 5. ISDNでも使われた「サブアドレス」を積極的に使えるように指導する。1つの建物内での制御に見込めるので、音声通話を伴わない機器に今後積極的に使用できるようにしていく。 【個人G】	○ 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。 なお、電気通信番号計画では、主としてデータ伝送役務に使用する場合には、音声伝送携帯電話番号ではなく、データ伝送携帯電話番号（0200から始まる14桁の番号）を使用することとしています。詳細は、総務省ホームページ「電気通信番号制度 M2M等専用番号の創設」を御参照ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/m2m.html)	無
意見5		

○ 060番号の開放は、利用者利便の向上に資するものであり、見直しの方向性について賛同いたします。 ○ 一方で実際のお客様への提供開始時期については、携帯電話事業者のみならず、固定電話事業者においても設備対応が必要となるため、音声伝送役務を提供する電気通信事業者全体の対応可能時期を踏まえて決定する必要があると考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○ 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。 ○ 060番号の利用開始時期については、御指摘のとおり、関係する電気通信事業者における対応にかかる期間を踏まえて検討する必要があると考えます。	無
意見 6		
○ 音声伝送携帯電話番号が、契約者に対する音声伝送役務の提供のみならず、利用者個人を識別し認証する手段として様々なサービス提供事業者利用されており、それら事業者が0AB/0A0の部分識別して当該利用者の回線の種別判定に用いている現状を鑑みると、番号指定事業者、番号の卸先事業者（MVNO等）及び利用者のみならず、音声伝送携帯電話番号を顧客管理等に用いている様々なサービス提供事業者に対しても、今回の060番号帯の追加の影響があるものと考えます。 つきましては、総務省において規定の見直し後、番号指定事業者に対して最初に060番号の指定がなされた際には、広く周知頂くことを要望いたします。 また、最初に 060 番号の指定を受けた事業者には、当該番号の利用開始までに十分な猶予（例えば 1 年前等）を確保した上で、自ら又は業界団体等を通じて060 番号の利用開始時期を広く周知頂くことが、番号帯追加に伴う利用者理解の促進や円滑な導入を図る観点から求められるものと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 御指摘のとおり、現状、音声伝送携帯電話番号は様々なサービス提供事業者利用されており、こうした利用への影響も認識した上で、060番号の利用開始に向けて、関係する電気通信事業者と連携して、周知に努めてまいります。 なお、周知については、利用者へのわかりやすさの観点から、音声伝送携帯電話番号を指定した旨を周知するのではなく、060番号の実際の利用開始時期について周知することを予定しています。この際には、御指摘のとおり、実際の利用開始時期まで一定の期間を確保した上で、周知を行うことを予定しています。	無
意見 7		
○ 昨今では、携帯電話（特に音声通話）は最も広く利用されている重要な通信手段となっております。また、その用途は多岐に渡り、音声通話以外にも様々な用途に利用されております。 従来の「090」「080」「070」番号も、長い時間をかけてユーザーに浸透してきたものと認識しております。 「060」番号は、詐欺等の問題となった「050」番号に隣り合う番	○ 060番号の利用開始に向けて、関係する電気通信事業者と連携して周知に努めてまいります。	無

号であることから社会的影響が非常に大きいものと認識しております。 上記の理由から、今回「060」番号が追加されるにあたり、通信会社としてもユーザー周知の努力をいたしますが、総務省においても、広く国民に対し周知徹底にご助力頂けますと幸いです。 【楽天モバイル株式会社】		
2. その他		
意見 8		
○ ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての電話番号は、番号ポータビリティの対象外なのでしょうか。 【個人 A】	○ ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての音声伝送携帯電話番号は、ワイヤレス固定電話を提供する事業者が使用するものであって、番号ポータビリティの活用については、当該事業者の判断になります。	無
意見 9		
○ 告示 4 ページの改正前欄「1 3 略」は「1 3 同左」の誤り ○ 告示 5 ページのデータ伝送携帯電話番号にかかる規定の改正の理由は何か 【個人 B】	○ 御指摘のとおり、変更前欄の注記の記載を「同左」と修正します。なお、電気通信番号計画の変更部分に係る修正でないため、「修正の有無」については「無」といたします。 ○ IP 網への移行後は、原則として全ての事業者が第一種指定電気通信設備を介さず直接接続することとなるため、「第一種指定電気通信設備との間で」を削除し、単に「データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。」としております。	無
意見 10		
○ 今回の計画変更によって、既に番号使用計画の認定を受けている事業者は、施行日までに変更申請をして、認定を受ける必要があるのでしょうか。施行日までの申請や認定が間に合わなかった場合にはどうなるのでしょうか。 標準番号使用計画によるみなし認定を受けている事業者は、施行日までにどのような対応が必要でしょうか。 【個人 E】	○ 現在認定を受けている事業者は、現在作成している電気通信番号使用計画が変更後の電気通信番号計画の規定を満たしていない場合には、施行日までに変更の認定を受ける必要があります。 また、みなし認定を受けている事業者においては、現在作成している電気通信番号使用計画が変更後の標準電気通信番号使用計画と同一でない場合には、施行日までに同一となるよう変更を行う必要があります。	無

情 郵 審 第 ※ 号

令和 6 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣

村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 相 田 仁

印

答 申 書 (案)

令和 6 年 10 月 2 日 付 け 諮 問 第 3184 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て、審 議 の 結 果、
下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本 件、電 気 通 信 番 号 計 画 の 一 部 変 更 等 に つ い て、諮 問 の と お り 改 正 す る こ と が 適 当
と 認 め ら れ る。
- 2 ま た、本 件 に つ い て 総 務 省 が 実 施 し た 意 見 募 集 に 関 し、提 出 さ れ た 意 見 に 対 す る 別
添 の 総 務 省 の 考 え 方 に つ い て、適 当 と 認 め ら れ る。

以 上

電気通信番号計画の一部変更等について

令和6年11月20日

- 令和7年1月末までに公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行が完了予定であること、今後音声伝送携帯電話番号（070/080/ 090番号）の枯渇が懸念されること等、電気通信番号を取り巻く状況の変化に対応するため、**電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の変更等について諮問する**もの。

<主な内容>

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- ・ 令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、電気通信番号を使用する電気通信事業者が行うべき網間信号接続の方法について、規定の見直しを行う。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- ・ 令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、固定電話番号等における番号ポータビリティの義務付け及びその例外について、規定の見直しを行う。
- ・ その他、0120/0800番号（着信課金機能）に番号ポータビリティが義務づけられることに伴い、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）の規定の見直しを併せて行う。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- ・ 既存の音声伝送携帯電話番号（070/080/090番号）の指定状況を踏まえ、新たに060から始まる11桁の番号を音声伝送携帯電話番号として開放するため、規定の見直しを行う。
- ・ その他、音声伝送携帯電話番号として060番号が追加されることに伴い、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）等の規定の見直しを併せて行う。

<施行期日>

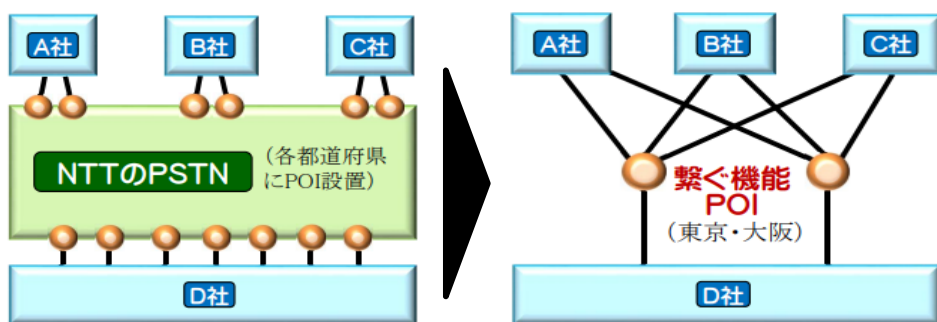
- ・ 1.及び2.については令和7年2月1日に施行する。
- ・ 3.については公布の日施行する。

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- 現在、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号等の電気通信番号について、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合には、電気通信番号の使用の条件として、事業者間の網間信号接続を行うことが規定されている。
- 今般、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、網間信号接続の方法について、**各事業者がインターネットプロトコルを使用して直接接続を行う方法を原則とする**よう、規定の見直しを行う。
- なお、直接接続の方式については、番号ポータビリティの実施が求められる**固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）**については、ENUM方式に限ることとする。

■ IP網への移行に伴う接続方式の変更

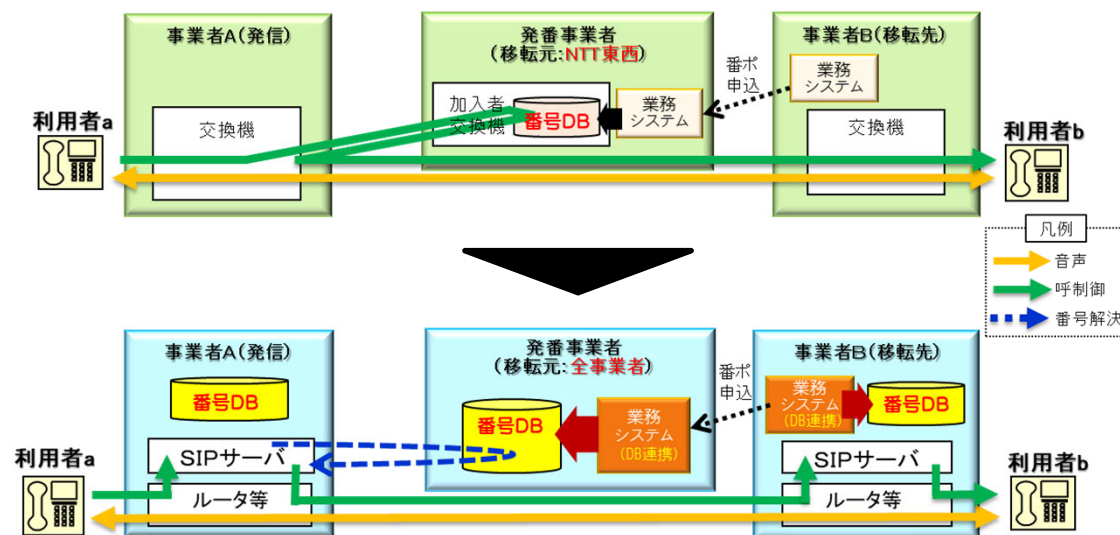
PSTNのIP網への移行に伴い、事業者間の接続は、NTT東日本・西日本の交換機を介した接続から個社間の直接接続が原則となる。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第37回）
資料37-2から作成

■ ENUM方式

PSTNのIP網への移行後は、双方向の番号ポータビリティに対応するため、各事業者が保有する番号データベースに対して電話番号の移転先を問い合わせる方式（ENUM方式）が採用される。



<出典> 情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申参考資料から作成

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

(参考) 過去の情報通信審議会における答申

■ 情報通信審議会「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申（令和6年9月）

第2章 事業者間における網間信号接続の在り方について

2. 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法

- ・ IP網移行後の網間信号接続の方法については、ENUM方式を前提とし、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定める見直しを行うことが適当である。
- ・ 「網間信号接続対象事業者」には、NTT東西が含まれることから、全ての網間信号接続対象事業者と接続する場合には第一種指定電気通信設備との接続が必ず入ってくる。また、ユニバーサルサービス制度との関係も踏まえれば、第一種指定電気通信設備との接続については明示することが適当である。
- ・ これらを踏まえ、例えば、「第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法」等が考えられるが、具体的な規定ぶりについては、総務省において検討していくことが適当である。

3. 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性）

<網間信号接続の方法>

- ・ 現行の条件では、直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことと定められている一方で、IP網への移行後は、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法と同様に、必ずしも第一種指定電気通信設備を介して事業者と接続しないことから、同様の見直しを行うことが適当である。
- ・ 具体的には、接続対象事業者と直接接続する方法を前提としつつ、現行の定めにおいても第一種指定電気通信設備との接続を義務づけている点に鑑み、これを明示した形で規定することが適当である。

<付加的役務電話番号>

- ・ 付加的役務電話番号については、原則として、番号ポータビリティの実施を規定し、接続方法をENUM方式に限るとしたうえで、その対象を着信課金機能（0120/0800）とし、他の機能については対象とならないよう、例外規定を設けることが適当である。

<特定IP電話番号>

- ・ 特定IP電話番号については、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当である。

<無線呼出番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号>

- ・ 当該番号については、番号ポータビリティの義務づけは行わないのが適当である。

1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し

- 具体的には、下表のとおり、番号種別に応じて規定の見直しを行う。
- 固定電話番号と音声伝送携帯電話番号については、従前どおり、**第一種指定電気通信設備を含む全ての網間信号接続対象事業者（固定電話番号または音声伝送携帯電話番号の指定事業者）の電気通信設備との接続を義務づける**こととし、その接続方式はENUM方式に限ることとする。
- 付加的役務電話番号については、従前どおり、第一種指定電気通信設備との接続のみを義務づけることとし、**0120/0800番号（着信課金機能）については、接続方法をENUM方式に限る**こととする。
- その他の電気通信番号については、従前どおり、第一種指定電気通信設備との接続のみを義務づけることとする。
- なお、施行期日については、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、令和7年2月1日を予定している。

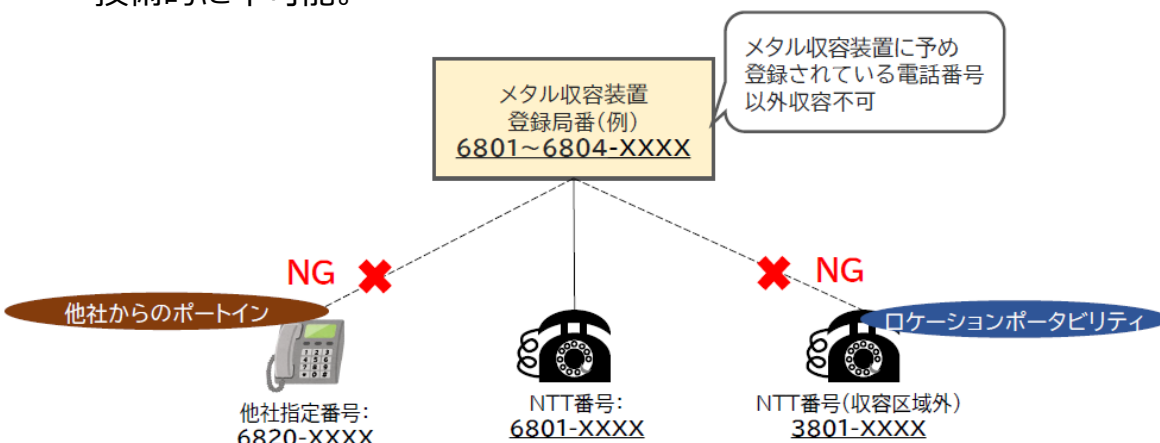
番号種別	変更前の網間信号接続に係る規定内容	変更後の網間信号接続に係る規定内容
固定電話番号 音声伝送携帯電話番号	・ (1)・(2)のいずれかの方法により網間信号接続を行うこと。※(1)については令和7年1月末日まで。 (1) 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2) 全ての網間信号接続対象事業者（固定電話番号または音声伝送携帯電話番号の指定事業者）とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）	・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。
付加的役務電話番号	・ 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。	・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（0120/0800番号（着信課金機能）についてはENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。
無線呼出番号 特定IP電話番号 FMC電話番号 等		・ インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。 ・ 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- 現在、固定電話番号については、電気通信番号の使用条件として、PSTNのIP網への移行が完了する令和7年1月末までに、固定電話番号を使用する電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを実現することとしている。他方で、過去の情報通信審議会答申で、番号ポータビリティが技術的に不可能な場合や番号ポータビリティを行う必要がない場合が存在することが認められた。
- これを踏まえ、**番号ポータビリティの実施を原則としつつも、総務大臣が個別に例外を認めることができる**よう、規定の見直しを行う。
- また、同答申を踏まえ、付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）についても、当該電気通信番号を使用する電気通信事業者の相互間での番号ポータビリティを義務付けるよう、規定の見直しを行う。

■ 番号ポータビリティが技術的に不可能な場合の例

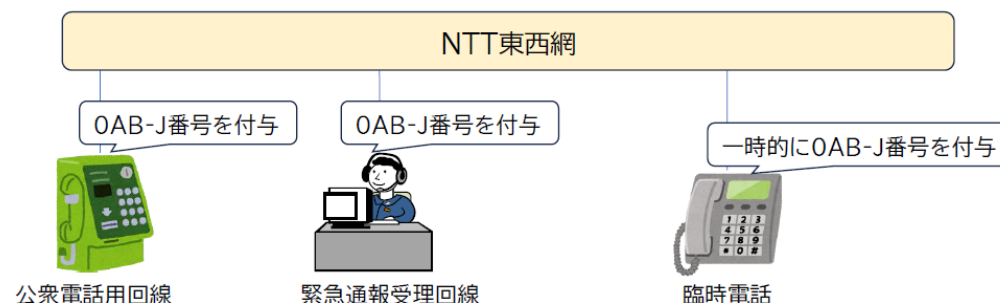
- NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話については、その提供区域に係るメタル収容装置にあらかじめ登録されている電話番号以外の電話番号の収容が不可能となっている。
- そのため、①他の事業者で指定を受けた電話番号を受け入れることや、②（仮に同一番号区画内であっても、）他のメタル収容装置による提供区域で使用されていた電話番号の受け入れが技術的に不可能。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）
資料34-9（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社説明資料）から作成

■ 番号ポータビリティを行う必要がない場合の例

- 公衆電話や緊急通報受理回線には、利用者が意識をしないものの、固定電話番号が使用されている。また、臨時電話には、期間を区切った形で固定電話番号が付与されている。
- このようなケースについては、番号ポータビリティの必要性がないと考えられる。



<出典> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）
資料34-9（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社説明資料）から作成

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

(参考) 過去の情報通信審議会における答申

■ 情報通信審議会「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申（令和6年9月）

第3章 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について

- 事業者ヒアリングから、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、技術的に行えないケース及び番号ポータビリティに関するニーズがなく実施する必要がないケースの存在が確認できた。このため、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、実施の例外を認めることが適当である。
- なお、例外とするケースは様々存在することに鑑み、規定としては、例えば「特に総務大臣が認める場合を除く。」のように、特定のケースに言及しないことが適当である。

2. 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し

- 具体的には、下表のとおり、固定電話番号と付加的役務電話番号について規定の見直しを行う。
- 固定電話番号については、**電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とすることを原則**としつつも、技術的な困難性、利用者への影響等を勘案し、**総務大臣が個別に例外を認めることができる**ものとする。
- なお、現在2で規定されているFTTHアクセスサービスと一体としてIP電話を提供する場合の番号ポータビリティの実施義務については、原則に溶け込むため、削除することとする。
- 付加的役務電話番号については、**0120/0800番号（着信課金機能）に限り、電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とすること**とする。
- また、これに伴い、標準電気通信番号使用計画について、番号ポータビリティの実施に係る記載を要する電気通信番号種別に、0120/0800番号（着信課金機能）を追加する。
- なお、施行期日については、令和7年1月末までにPSTNのIP網への移行が完了予定であることを踏まえ、令和7年2月1日を予定している。

番号種別	変更前の番号ポータビリティに係る規定内容	変更後の番号ポータビリティに係る規定内容
固定電話番号	- 令和7年1月末日までに、固定電話番号を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティを可能とすること。 - 上記のほか、FTTHアクセスサービスと一体的に提供するIP電話については、卸電気通信役務の提供元・提供先間での番号ポータビリティは可能とすること。	- 固定電話番号を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。 - ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。
付加的役務電話番号	（規定なし）	付加的役務電話番号（0120/0800番号に限る。）を使用する電気通信事業者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- 現在、音声伝送携帯電話番号としては、070/080/090からはじまる11桁の番号が使用されている。
- 060番号については、過去の情報通信審議会において、音声伝送携帯電話番号としての使用を見据え留保することとされており、また、これを適時適切に開放できるよう総務省において対応することとされていた。
- 今般、既存の070/080/090番号の指定状況を踏まえ、**060番号を音声伝送携帯電話番号に開放する**ため、規定の見直しを行う。

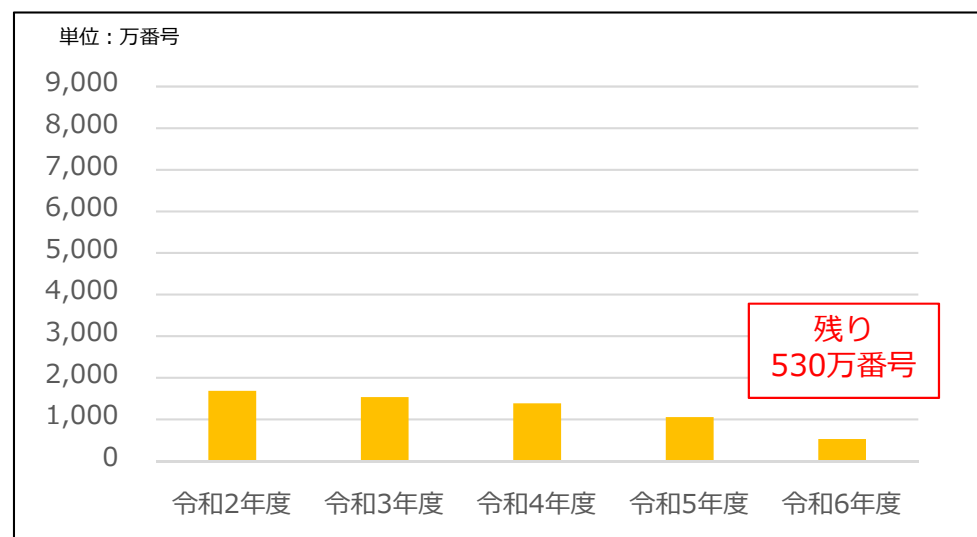
■ 携帯電話用の電気通信番号の変遷

時期	携帯電話	
	番号帯	番号容量
平成11年1月	090 + 8桁	9,000万
平成14年3月	080 /090 + 8桁	18,000万
平成25年11月	070 /080/090 + 8桁 ※070-[1~4,7~9]が携帯用（[5・6]はPHS用）	25,000万
平成26年10月	070/080/090 + 8桁 ※携帯電話・PHS間での番号ポータビリティ開始	27,000万

➡ 060番号の開放により、番号容量は36,000万になる。

■ 070番号の指定残数の状況

（令和6年9月末現在）



※080/090番号については全て指定済

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

(参考) 過去の情報通信審議会における答申等

■ 情報通信審議会「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（平成27年12月）

- ・ 携帯電話番号（090/080/070）と隣接している060番号については、9,000万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要やM2M等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。

■ 総務省「IoT時代の電気通信番号に関する研究会」報告書（令和元年7月）

- ・ 直近の需要から試算した指定可能な番号が枯渇するまでの期間は約7年であり、ただちに具体的な検討を行う必要性はないと考えられる。
- ・ 各電気通信事業者においては、まずは14桁の020番号（020-0）を速やかに導入できるようシステム改修を進めるとともに、070/080/090番号の効率的な使用を図っていくことが適当である。
- ・ 総務省においては、070/080/090番号の使用状況を注視しながら、システム改修や利用者周知に要する期間等を踏まえ、指定番号数が070/080/090番号の番号容量のうちの相当数に達すると見込まれる時期以前（2年程度前）に、携帯電話番号用として060番号の開放時期等を検討することが適当である。

■ 情報通信審議会「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申（令和3年12月）

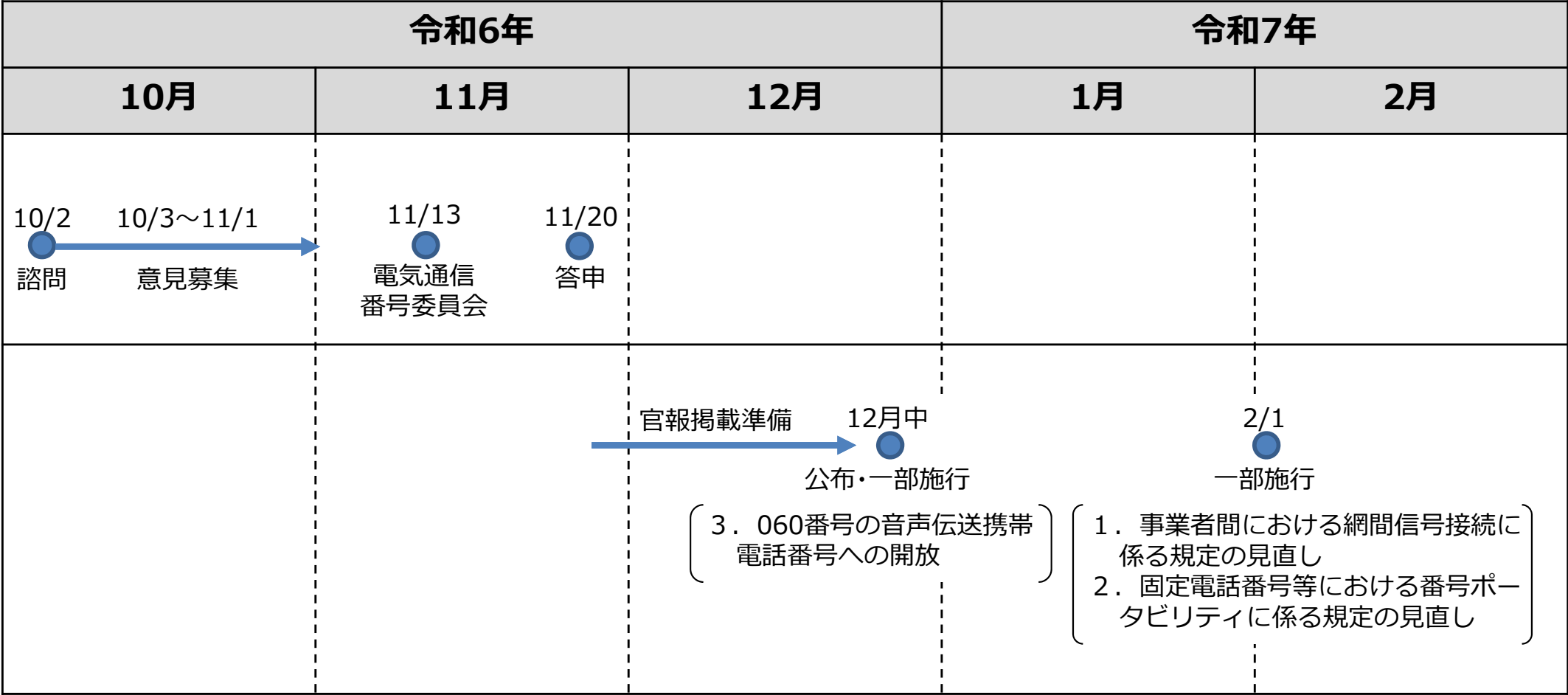
- ・ 当面、令和6年度までの間において、音声伝送携帯電話番号の割当てが逼迫する状況には必ずしもなく、近々、060番号を音声伝送携帯電話番号として位置づけ、制度を改正しなければならない状況にはないと考えられる。
- ・ このため、引き続き、需要の動向は注視していく必要があるが、今後、総務省において、060番号の開放が適時適切に行えるよう、電気通信市場の環境変化も踏まえながら対応していくことが適当である。

3. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放

- 具体的には、下表のとおり、音声伝送携帯電話番号について規定の見直しを行う。
- **電気通信番号の使用に関する条件等については、070/080/090番号と同一とする。**
- また、本見直しに伴い、電気通信事業報告規則における音声伝送携帯電話番号の定義に060番号を追加する。
- なお、施行期日については、公布の日を予定している。

※ その他、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）についても、音声伝送携帯電話番号の定義に関する規定の整理を行う。

	変更前の音声伝送携帯電話番号に係る規定内容	変更後の音声伝送携帯電話番号に係る規定内容
番号構成	070/080/090 C D E F G H J K 総務省が電気通信事業者にCDEまたはCDEFの部分の番号を指定。※Cは0を除く。	060/070/080/090 C D E F G H J K 総務省が電気通信事業者にCDEまたはCDEFの部分の番号を指定。※Cは0を除く。
識別する電気通信設備又は役務	携帯電話またはPHSに係る役務に係る端末系伝送路設備及び利用者の端末設備等	（変更なし）
番号使用条件	- 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。 ※データ伝送役務及びSMSのみの用に供する場合を除く。 - 事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。 ※データ伝送役務及びSMSのみの用に供する場合を除く。 - MNOについては、基地局の免許等を受けていること。 - MVNOについては、ホストMNOと連携し役務提供できること。 - 音声呼の制御、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置すること。 - IMSIの指定を受けること。 - 使用する電気通信設備について自己確認を行っていること。 - 事業者間の網間信号接続を行うこと。	（変更なし） ※ 事業者間の網間信号接続については、「1. 事業者間における網間信号接続に係る規定の見直し」により、令和7年2月1日に規定の見直しあり。



○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第七号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

収 入 税	
別表第 1（第 2 の 1 関係） 電気通信番号使用計画 電気通信事業者の氏名又は名称： _____ 電 気 通 信 番 号 の 種 別： _____ （注 1） 作 成 （ 更 新 ） 年 月 日： _____ （注 2） この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。 なお、当社は、電気通信事業法第50条の 3 各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。 〔 1 ～ 5 略 〕 〔注 1 略〕 〔 2 ～ 5 略 〕 6 固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。） <u>以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。</u> 別表第 2（第 2 の 2 関係） 電気通信番号使用計画 電気通信事業者の氏名又は名称： _____ 電 気 通 信 番 号 の 種 別： _____ （注 1） 作 成 （ 更 新 ） 年 月 日： _____ （注 2） この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。 なお、当社は、電気通信事業法第50条の 3 各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。 〔 1 ～ 5 略 〕 〔注 1 略〕 〔 2 ～ 7 略 〕 8 固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。） <u>以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。</u>	別表第 1（第 2 の 1 関係） 電気通信番号使用計画 電気通信事業者の氏名又は名称： _____ 電 気 通 信 番 号 の 種 別： _____ （注 1） 作 成 （ 更 新 ） 年 月 日： _____ （注 2） この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。 なお、当社は、電気通信事業法第50条の 3 各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。 〔 1 ～ 5 同左 〕 〔注 1 同左〕 〔 2 ～ 5 同左 〕 6 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。 別表第 2（第 2 の 2 関係） 電気通信番号使用計画 電気通信事業者の氏名又は名称： _____ 電 気 通 信 番 号 の 種 別： _____ （注 1） 作 成 （ 更 新 ） 年 月 日： _____ （注 2） この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。 なお、当社は、電気通信事業法第50条の 3 各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。 〔 1 ～ 5 同左 〕 〔注 1 同左〕 〔 2 ～ 7 同左 〕 8 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

備考 様式 6 〔 〕 の記載は別記 6 を参照。

附 則

この告示は、令和七年二月一日から施行する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二及び聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第一条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第28（第8条関係） 〔第1表 略〕 第2表 〔表略〕 〔注1 略〕 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（0120）」、「付加的役務電話番号（0170）」、「付加的役務電話番号（0180）」、「付加的役務電話番号（0570）」、「付加的役務電話番号（0800）」、「付加的役務電話番号（0990）」、「データ伝送携帯電話番号（0200）」、「データ伝送携帯電話番号（020C）」、「音声伝送携帯電話番号（<u>060/070/080/090</u>）」、「無線呼出番号（0204）」、「特定IP電話番号（050）」、「FMC電話番号（0600）」又は「特定接続電話番号（91CDE）」を記載すること。 〔3～11 略〕 第3表 〔表略〕 〔注1 略〕 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0AB～J）」又は「音声伝送携帯電話番号（<u>060/070/080/090</u>）」を記載すること。 〔3～5 略〕 6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（<u>060/070/080/090</u>）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。 〔7 略〕 様式第28の3（第8条関係） 〔表略〕 注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0AB～J）」、「付加的役務電話番号（0120）」、「付加的役務電話番号（0170）」、「付加的役務電話番号（0180）」、「付加的役務電話番号（0570）」、「付加的役務電話番号（0800）」、「付加的役務電話番号（0990）」、「データ伝送携帯電話番号（0200）」、「データ伝送携帯電話番号（020C）」、「音声伝送携帯電話番号（<u>060/070/080/090</u>）」、「無線呼出番号（0204）」、「特定IP電話番号（050）」、「FMC電話番号（0600）」又は「特定接続電話番号（91CDE）」を記載すること。	様式第28（第8条関係） 〔第1表 同左〕 第2表 〔表同左〕 〔注1 同左〕 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（0120）」、「付加的役務電話番号（0170）」、「付加的役務電話番号（0180）」、「付加的役務電話番号（0570）」、「付加的役務電話番号（0800）」、「付加的役務電話番号（0990）」、「データ伝送携帯電話番号（0200）」、「データ伝送携帯電話番号（020C）」、「音声伝送携帯電話番号（<u>070/080/090</u>）」、「無線呼出番号（0204）」、「特定IP電話番号（050）」、「FMC電話番号（0600）」又は「特定接続電話番号（91CDE）」を記載すること。 〔3～11 同左〕 第3表 〔表同左〕 〔注1 同左〕 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0AB～J）」又は「音声伝送携帯電話番号（<u>070/080/090</u>）」を記載すること。 〔3～5 同左〕 6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（<u>070/080/090</u>）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。 〔7 同左〕 様式第28の3（第8条関係） 〔表同左〕 注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0AB～J）」、「付加的役務電話番号（0120）」、「付加的役務電話番号（0170）」、「付加的役務電話番号（0180）」、「付加的役務電話番号（0570）」、「付加的役務電話番号（0800）」、「付加的役務電話番号（0990）」、「データ伝送携帯電話番号（0200）」、「データ伝送携帯電話番号（020C）」、「音声伝送携帯電話番号（<u>070/080/090</u>）」、「無線呼出番号（0204）」、「特定IP電話番号（050）」、「FMC電話番号（0600）」又は「特定接続電話番号（91CDE）」を記載すること。

[2～8 略]

様式第28の4 (第8条関係)

[表略]

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(060/070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

[2～7 略]

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
事業者名 法人番号					
電気通信番号の種別	自 社 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	他 事 業 者 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	(4) 算 定 対 象 電 気 通 信 番 号 数 (1)－(2)＋ (3)		
	(1) 番 号 使 用 数 (2) う ち 呼 転 送 機 能 等 に よ り 最 終 利 用 者 に 見 え な い 形 で 使 用 さ れ て い る も の の 数	(3) 番 号 ポ ー タ ビ リ テ イ に よ り 自 社 の 最 終 利 用 者 に 使 用 さ れ て い る も の の 数			
[略]					
3 音 声 伝 送 携 帯 電 話 番 号	6 0、7 0、8 0 又 は 9 0 から 始 ま る 電 気 通 信 番 号				

[2～8 同左]

様式第28の4 (第8条関係)

[表同左]

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

[2～7 同左]

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
事業者名 法人番号					
電気通信番号の種別	自 社 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	他 事 業 者 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	(4) 算 定 対 象 電 気 通 信 番 号 数 (1)－(2)＋ (3)		
	(1) 番 号 使 用 数 (2) う ち 呼 転 送 機 能 等 に よ り 最 終 利 用 者 に 見 え な い 形 で 使 用 さ れ て い る も の の 数	(3) 番 号 ポ ー タ ビ リ テ イ に よ り 自 社 の 最 終 利 用 者 に 使 用 さ れ て い る も の の 数			
[同左]					
3 音 声 伝 送 携 帯 電 話 番 号	7 0、8 0 又 は 9 0 か ら 始 ま る 電 気 通 信 番 号				

[略]	[同左]
[注 略]	[注 同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第二条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十

四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
【略】		【同左】	
3 音声伝送携帯電話番号	6 0 0 C D E F G H J K、7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K	3 音声伝送携帯電話番号	7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K
【略】		【同左】	
【注 略】		【注 同左】	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第27条関係）		別表（第27条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
〔略〕		〔同左〕	
3 音声伝送携帯電話番号	6 0 0 C D E F G H J K、7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K	3 音声伝送携帯電話番号	7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K
〔略〕		〔同左〕	
〔注 略〕		〔注 同左〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後			変 更 前		
第3 利用者設備識別番号に関する事項			第3 〔同左〕		
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類若しくは内容	電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類若しくは内容
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号	回 A B C D E F G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。)	固定電話番号	回 A B C D E F G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	〔第1 同左〕 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役割の提供(2以上の段階にわたる即電気通信役割の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。2 において「固定電話番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。 2 1の規定によるもののほか、利用者(電気通信事業者である者を除く。)が、F T T H フォームサービス(電気通信事業報告規則第1条第2項第7号に規定するF T T H フォームサービスをいい、F T T H フォームサービスと一体的にI P 電話(同項第4号に規定するI P 電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。))を提供するものに限る。以下この2において同じ。)の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合(当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。)においては、現に当該利用者が

		該役務に係る利用者の端末設備等	受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。 [1 ～ 3 略] 4 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [5 ・ 6 略] [第 3 略]
付加的役務電話番号	回 A B O D E F G H J 又は回 A B O D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (別表第 2 に定める電気通信番号の構成に限る。)) とし、D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。	[略]	<u>第 1 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</u> 付加的役務電話番号 (着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。)) の指定を受けた電気通信事業者 (当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役務の提供 (2 以上の段階にわたる即電気通信役務の提供を含む。)) を受ける電気通信事業者を含む。)) の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。 <u>第 2 自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</u> [1 略] 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続</u>
		該役務に係る利用者の端末設備等	受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。 [1 ～ 3 同左] 4 <u>次に掲げるいずれかの方法 ((1) に掲げる方法は、令和 7 年 1 月末日までに限る。)) により網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) 直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)) の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。)) を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法</u> <u>(2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM方式に限る。))</u> [5 ・ 6 同左] [第 3 同左]
付加的役務電話番号	回 A B O D E F G H J 又は回 A B O D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (別表第 2 に定める電気通信番号の構成に限る。)) とし、D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。	[同左]	[新設] 自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)) の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]

データ 伝送携 帯電話 番号	⑩ 2 0 0 D E F G H J K L M N (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F G H は 総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。) ⑪ 2 0 C D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字 (C は 0 及び 4 を除 く。)とし、C D E は総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定めるもの とする。) (令 和 3 年 12 月 末 日 までに総務大臣 が指定したもの に限る。)	略]	する方法 (第 1 に規定する付加的役務電話番号を 使用する者にあつては、E N U M 方式に限る。) により、<u>網間信号接続を行うこと。</u> <u>② 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行う こと。</u> 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号 (電気通信 番号の構成が⑩ 2 0 0 D E F G H J K L M N であるも のに限る。以下「0 2 0 0 番号」という。) を使用す る者にあつては、次のとおりとする。 〔 1 略〕 <u>② データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わな いこと。</u>	
音声伝 送携帯 電話番 号	⑩ 6 0 C D E F G H J K、⑩ 7 0 C D E F G H <u>1 K</u>、⑩ 8 0 C D E F G H J K 及び⑩ 9 0 C D E F G H J K	略]	〔第 1 ・第 2 略〕 第 3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあつては、次のとおりとする。 〔 1 略〕 ② 次に掲げる要件を<u>いずれも満たすこと。</u> 〔1) ・(2) 略〕 〔 3 略〕	
データ 伝送携 帯電話 番号	⑩ 2 0 0 D E F G H J K L M N (ただし、英字 は十進数字とし 、D E F G H は 総務大臣の指定 により電気通信 事業者ごとに定 めるものとする 。) ⑪ 2 0 C D E F G H J K (ただし、英字 は十進数字 (C は 0 及び 4 を除 く。)とし、C D E は総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定めるもの とする。) (令 和 3 年 12 月 末 日 までに総務大臣 が指定したもの に限る。)	〔同左〕	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号 (電気通信 番号の構成が⑩ 2 0 0 D E F G H J K L M N であるも のに限る。以下「0 2 0 0 番号」という。) を使用す る者にあつては、次のとおりとする。 〔 1 同左〕 <u>② 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種 指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号 に係る呼の接続を行わないこと。</u>	
音声伝 送携帯 電話番 号	⑩ 7 0 C D E F G H J K、⑩ 8 0 C D E F G H J K 及び⑩ 9 0 C D E F G H J K (ただし、英字	〔同左〕	〔第 1 ・第 2 同左〕 第 3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用 する者にあつては、次のとおりとする。 〔 1 同左〕 ② 次に掲げる要件を<u>いずれも満たすこと。</u> 〔1) ・(2) 同左〕 〔 3 同左〕	

	(ただし、英字は十進数字 (C は0を除く。) とし、C D E 又はC D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)		4 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM方式に限る。)</u>により、<u>網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [5 略]
無線呼出番号	回 2 0 4 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、D E は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
特定 I P 電話番号	回 5 0 C D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (C は0を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けて特定 I P 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
	は十進数字 (C は0を除く。) とし、C D E 又はC D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)		4 <u>次に掲げるいずれかの方法 (1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。)</u>により<u>網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <u>(1) 直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 <u>(2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法 (ENUM方式に限る。)</u> [5 同左]
無線呼出番号	回 2 0 4 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、D E は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]
特定 I P 電話番号	回 5 0 C D E F G H J K (ただし、英字は十進数字 (C は0を除く。) とし、C D E F は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けて特定 I P 電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 <u>直接又は他の電気通信事業者 (一の者に限る。)</u>の網を介して<u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 [新設]

			[3～5 略]
FMC 電話番号	回600DEF GHIK (ただし、英字は十進数字とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[略]	自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 略] 2 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [3 略]
特定接続電話番号	回91CDEから始まる13桁(プレフィックスを除いた桁数とする。)を超えない十進数字(ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	[略]	自ら指定を受けて特定接続電話番号を使用する者にあつては、 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(1) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(2) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u>
[略]			

[注1～4 略]

第4 事業者設備等識別番号(プレフィックスを除く。)に関する事項			
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若	
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	

			[3～5 同左]
FMC 電話番号	回600DEF GHIK (ただし、英字は十進数字とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	[同左]	自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [1 同左] 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して <u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> [新設]
特定接続電話番号	回91CDEから始まる13桁(プレフィックスを除いた桁数とする。)を超えない十進数字(ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	[同左]	自ら指定を受けて特定接続電話番号を使用する者にあつては、 <u>直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)</u> の網を介して <u>第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> [新設]
[同左]			

[注1～4 同左]

第4 事業者設備等識別番号(プレフィックスを除く。)に関する事項			
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若	
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	

		しくは内容	
事業者設備識別番号	００ＸＹ又は００２ＹＺ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Ｘは０、２及び９を除く。)とする(Ｘが１であるときは、ＸＹを１とする。))	略]	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００ＸＹ又は００２ＹＺであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(１) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(２) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [２・３ 略]
事業者設備識別番号	００１ＸＹ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	略]	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００１ＸＹであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(１) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u> <u>(２) 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> [２・３ 略]
付加的役務識別番号	１から始まる３桁以上の十進数字 (ただし、総務大臣の指定により定めるものとする。)	略]	自ら指定を受けて付加的役務識別番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [１ 略] ２ 他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> <u>(１) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法により、網間信号接続を行うこと。</u>

		しくは内容	
事業者設備識別番号	００ＸＹ又は００２ＹＺ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Ｘは０、２及び９を除く。)とする(Ｘが１であるときは、ＸＹを１とする。))	同左]	自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００ＸＹ又は００２ＹＺであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。) <u>の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> [新設]
事業者設備識別番号	００１ＸＹ (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。)	同左]	[２・３ 同左] 自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が００１ＸＹであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 １ 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。) <u>の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> [新設]
付加的役務識別番号	１から始まる３桁以上の十進数字 (ただし、総務大臣の指定により定めるものとする。)	同左]	[２・３ 同左] 自ら指定を受けて付加的役務識別番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 [１ 同左] ２ 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。) <u>の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u> <u>ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。</u> [新設]

【略】 ② 第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。	【同左】
【注 略】	【注 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年二月一日から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定のうち電気通信番号の構成の欄に係る部分及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 電気通信事業者は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、電気通信事業法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

3 電気通信事業者は、この告示の施行の際現に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

4 総務大臣は、前二項の申請があつた場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。